

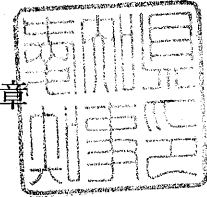
31 水大第 2 9 3 号

令和元年 6 月 1 2 日

愛知県環境審議会

会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀章



浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の見直しについて（諮問）

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年愛知県条例第24号）での浄化槽保守点検業者の優良認定制度の創設及び指導の強化等について、貴審議会の意見を求めます。

担 当 環境局環境政策部水大気環境課

生活環境地盤対策室生活環境グループ

電 話 052-954-6214（ダイヤルイン）

説明

浄化槽保守点検業者は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年愛知県条例第24号。以下「条例」という。）により、知事の登録を受けなければ、浄化槽保守点検業を営むことができません。

一方、浄化槽保守点検業者の資質は様々であり、条例第2条第1項に規定する知事の登録を受けずに浄化槽保守点検業を行うなどの不適正な業者もあり、優良な浄化槽保守点検業者を育成していくとともに無登録業者への指導を強化する必要があります。

また、本県の浄化槽全体の設置基数は全国2位ですが、法に規定されている水質検査（法第11条検査）の平成29年度受検率は21.0%（全国平均41.8%）と低く、浄化槽からの排水による影響が他県に比べ大きくなることが懸念されます。このような状況を改善する方法の一つとして、浄化槽管理者と接する機会の多い浄化槽保守点検業者からの受検勧奨が効果的であると考えられます。

こうしたことから、浄化槽の適正な維持管理を図る施策として、浄化槽保守点検業者の優良認定制度の創設及び指導の強化等に関し、条例の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものです。